解散公告（第二回）

当法人は、平成二十九年十二月二日開催の社員総会の議決並びに浜松市長の認可により、平成三十年三月二十七日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月八日

静岡県浜松市北区初生町八一八番地の七

医療法人社団吉澤小児科

代表清算人　吉澤　圭子

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月三十日稲沢市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月八日

愛知県稲沢市祖父江町祖父江南川原五一番地九　稲沢善光寺南土地区画整理組合

清算人代表　黒田　隆久

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月二十九日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月八日

高知市東石立町四八番地一二　医療法人尾碕会

清算人の住所　東京都世田谷区桜丘三丁目一〇番一二号　清算人　尾碕　卓司

解散公告（第三回）

当法人は、平成三十年四月一日理事の三分の二以上の同意及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年五月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年五月八日

熊本県合志市野々島五〇九九番地二　学校法人教法学園

清算人　佐藤　純子

公益信託長銀国際ライブラリー基金第十八期決算公告

一、事業概要

政治・経済・社会・文化等社会科学に関する日本語著作の英語（外国語）翻訳、刊行並びに頒布　翻訳出版・配布事業費　〇件　〇万円

二、財産目録　平成三十年三月三十一日現在

資産合計　二五、九〇八、四七八円

負債合計　〇円

正味信託財産　二五、九〇八、四七八円

平成三十年五月八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号　公益信託長銀国際ライブラリー基金　受託者　三井住友信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県宮城郡松島町幡谷字鹿渡五三番地一、最後の住所宮城県加美郡加美町上狼塚字東北原一二番地二二五　被相続人　亡　西塚　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月八日

宮城県大崎市古川旭二丁目三番地五　二階北側　弁護士法人菅原・佐々木法律事務所　相続財産管理人　弁護士　佐々木康晴

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区根岸三丁目九一番地、最後の住所茨城県つくば市研究学園六丁目六八番地一　被相続人　亡　児玉　秀子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月八日

茨城県土浦市文京町四番八号コーエイビル二〇五さくらパートナーズ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　前澤　優也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川越市田町二五番地三四、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　新井　郁子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月八日

埼玉県川越市脇田町二七―一二アイピートラスト川越ビルA棟三階三〇一号室　川越第一法律事務所　相続財産管理人　弁護士　山田　義隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県本庄市児玉町児玉南一丁目一番地八、最後の住所埼玉県本庄市児玉町児玉三〇三番地一本町市営住宅一―一七号　被相続人　亡　近藤　利雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月八日

事務所埼玉県熊谷市筑波二丁目五六番三　渡辺総合ビル三階　こばと法律事務所　相続財産管理人　弁護士　生井澤　葵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都杉並区下井草三丁目二八番地、最後の住所東京都西多摩郡日の出町大字平井三〇七六番地ひのでホーム　被相続人　亡　渡邊　政次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月八日

事務所東京都東大和市南街四丁目一九番地五　相続財産管理人　司法書士　鈴木加津志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都府中市片町一丁目一五番地の二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小池　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月八日

事務所東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目八番一〇号エクセレンス吉祥寺三〇一号室榎本法律事務所　相続財産管理人　弁護士　榎本　孝芳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市新川四丁目一三五番地、最後の住所東京都中野区弥生町一丁目三〇番一〇号中野エイコーハイツ一〇二　被相続人　亡　下田　宣彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月八日

事務所東京都中央区日本橋一―二―一〇東洋ビルディング九階入澤法律事務所　相続財産管理人　弁護士　奥田　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都渋谷区東二丁目五五番地、最後の住所東京都武蔵村山市中央二丁目八九番地の二七　被相続人　亡　大島　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年五月八日

東京都国分寺市本町三丁目一三番一四号戸塚法律事務所　相続財産管理人　弁護士　戸塚　晃

第10期決算公告

平成30年5月8日　東京都港区北青山三丁目6番1号 oak omotesando 5階

Booking.com Japan株式会社

代表取締役　ジュピター・ツイ

貸借対照表の要旨　（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,816,234	流動負債	1,063,632
固定資産	244,491	固定負債	54,248
		株主資本	942,845
		資本金	165,000
		資本剰余金	165,000
		資本準備金	165,000
		利益剰余金	612,845
		利益準備金	41,250
		その他利益剰余金	571,595
		（うち当期純利益）	（425,057）
資産合計	2,060,726	負債・純資産合計	2,060,726